

「嶋井文書」所収「嶋井氏年録」再考

はじめに——「嶋井氏年録」と問題の所在——

嶋井宗室は、戦国末期から豊臣政権期にかけて活躍した博多の商人である。朝鮮貿易で財をなしたといわれ、茶人としては堺商人と、法体の身としては京都大徳寺とも関係があり、彼らを介して、筑前を支配していた大友宗麟や織田信長・豊臣秀吉とも懇意であった。「嶋井氏年録」とは「嶋井文書」⁽¹⁾に収録される、全九五条目から成る嶋井家の年譜であり、内容のほとんどがこの嶋井宗室に関するものである。原本は外題がない冊子本で、行数約八行、一行あたり約一八字詰、墨付三七枚である⁽²⁾。「嶋井氏年録」という名称は、便宜上のもので、田中健夫は

西蘭 康弘

これを「嶋井宗室日記」とも呼んでいる⁽³⁾。成立に関しても不明な点が多く、編纂された背景も不明である。ただし、成立の時期についてはおおよその推測が可能である。「嶋井氏年録」の末項には、「嶋原御陣中之節、睡鷗様 宗堪・宗室へ、荒津山燈籠堂御築出御用被仰付越候」とあり、寛永一五（一六三八）年の項に含まれている。嶋井宗室は元和元（一六一五）年に没しているので、宗室の存命中に成立したものではないといえる。少なくとも「嶋井氏年録」の成立は、寛永一五年以降に編纂された史料ということになる。

「嶋井氏年録」を利用した研究では、古くは芳賀幸四郎や森克己などによる博多商人にまつわるものがある⁽⁴⁾。以後、田中健夫は「中世日鮮交通における貿易権の推移」

（初出は一九五四年）で、これを論教にして、対馬の宗氏と博多商人島井宗室が結びついていたことを論じた⁵⁾。

近年でも、この田中の研究を踏まえた鹿毛敏夫による海域研究があり、宗室と博多・堺商人とが結びついていた流通ネットワークの存在や、その流通網が朝鮮にまで伸びていたとする指摘に利用されてきた⁶⁾。

ただし、田中は「所謂島井宗室日記について」（初出は一九五七年）と題した論文の中で、自らも利用していた「嶋井氏年録」の史料的な評価を描いてきた反省から、その史料批判を行い、いくつかの疑義を呈している⁷⁾。だが、こうした反省が鹿毛の研究などへ継承された形跡はみられない。それゆえ本稿の目的は、近年に至っても依然として史料的重要性を失っていない「嶋井氏年録」について、その史料性格を再評価することであり、田中による史料批判を近年の実証研究の文脈に再接続し、今後の研究に寄与することを展望している。

そこで、改めて田中が指摘していたことをまとめておきたい。田中によれば、「嶋井氏年録」の成立は凡そ三つの段階を経て行われたが、その時期については明確な年代を指摘することができない。ただし編纂の年は、その

上限を慶長六（一六〇一）年からかなり隔たる年とし、下限を明和二（一七六五）年以前に推定することができるといふ。この下限の推定の根拠は恐らく、「嶋井氏年録」を参考にして書かれたと思われる津田元顧・元貫の「石城志」成立が明和三（一七六六）年であることや、史料中に「福岡」の字が見えており、福岡の地名は黒田長政が福岡に居城を移した慶長六年であることなどであろう。

田中によれば、「嶋井氏年録」の記述内容は他の史料に基づいて書かれており、島井家に伝わった「島井文書」のほか、宗室に並ぶ博多の豪商・神屋宗湛の日記とされる「宗湛日記」、その他文書・覚書・聞書・口碑等から編まれた。なかでも「島井文書」と「宗湛日記」との関係記事は「嶋井氏年録」の全九五条の半分以上に及ぶ。だが、「嶋井氏年録」の記載内容はそのままには信用できないものも多く、「嶋井氏年録」の編者は、基にした「島井文書」や「宗湛日記」などの史料の年代推定を誤り、内容を誤読し、また内容に追筆・改竄を加えて引用していると思わせる箇所がある。また、「嶋井氏年録」の記事は宗室の人的交渉の面を重視して編纂されており、必ずしも正確な宗室の伝記を後世に伝えようとい図して作られた

ものではないという⁹⁾。これらの指摘は、「嶋井氏年録」の史料的人格を理解する上で重要なものであり、「嶋井氏年録」を利用した研究は本来、この問題に向き合うことが求められるのである。

1 本稿の方針

田中は史料の記述の特徴に注目して、その成立を三段階に分けて理解した部分に特徴がある。一方で、「嶋井氏年録」の記述全九五条を分類する方法は、成立段階に着目するのみにとどまらず、あらゆる角度から検証される可能性を有している。史料における記述の信憑性を評価することを主眼に、本稿では試みに、記述の内容から「嶋井氏年録」を分類したい。

「嶋井氏年録」の記述は、田中が指摘するように人的交流に焦点が当てられており、通交の相手は大友氏や豊臣秀吉など、時期によつてその特色を認めることができる。特定の人物と交流していた時期により「嶋井氏年録」を区分することで、それぞれの時期の記述に特定の傾向を認められるならば、「嶋井氏年録」の史料的人格を、田

中とは異なるアプローチから深く理解することにつながるであろう。そこで「嶋井氏年録」の各九五条全てを一覧化した表を作成した（本論文の末に付した【表一】を参照）。それぞれの条について、「年月日」「事項」「他の史料との整合性を確認できるかどうか」「整合性に関する根拠」「既に先行研究で指摘されている点かどうか」の五項目を立て、検討を加えた。「他の史料との整合性」という項目では、「○」は傍証が可能であることを示している。

「△」は、同様の記述が認められるも年代に誤りがある場合や、田中氏が既に指摘しているように、「宗湛日記」などの内容を改竄した疑いが強い場合、傍証できないにもかかわらずエピソード性が強いなど潤色が疑われる場合などが該当する。「×」は他の史料と矛盾し、整合性がつかない場合を示しており、その他、他の史料の関連が示せない場合は空欄とした。なお事項欄には、「嶋井氏年録」の記述が他の史料と関連を示す場合は、極力原文を掲載するように努めたが、空欄の記事を中心に、紙数の都合から適宜割愛している場合がある。

なお、ここでの「島井文書」との対照には特にことわりのない限り、原史料ではなく、『福岡県史』所収のもの

を用いた⁹⁰⁾。「島井文書」は一九九六八年度に福岡市博物館に寄託され、その時点で九〇四件一〇一一点を数えている。以降、大部分を購入資料とし、現在は八七八件八九四点を所蔵しており、残りについてもほとんどが寄贈か寄託継続の形をとっている⁹¹⁾。『福岡県史』に収録されているのは、そのうち一七五点のみであり、検討にあたって不足があるという批判も考えられる。しかし、『福岡県史』には、中世末期から近世初頭期に該当するほぼ全ての史料が収録されており、福岡市博物館の目録を参照する限り、当該期で収録されていないのは一部の包紙などに限られる。また、『福岡県史』では、他の史料と一括で箱に入れられていた場合など、史料採訪時の状態などの情報が分かることもあり、『福岡県史』を用いて検討することは妥当性があると考えられる。「宗湛日記」については『茶道古典全集』所収のものをを用いた⁹²⁾。また、『福岡県史』所収の「島井文書」の中から、どの史料が「嶋井氏年録」に引用されているのかを知る便利のため、別途表を作成した【表二】（本論文末掲載参照）。由緒書関連・古証文関連を除く書状類（第一号から第一〇〇号文書）から、引用されているもの、また、史料の一括保管

状況などについても知ることができる。

本稿では「嶋井氏年録」の記述を「大友氏支配時代」「豊臣政権期」「秀吉没後」の三区分に分けた。ここでは「嶋井氏年録」の最初の記事がみえる永禄年間（一五五八年―一五七〇年）から、秀吉が九州を平定し、九州国分を行う天正一五（一五八七）年より前を「大友氏支配時代」とし、天正一五年から秀吉の没する慶長三（一五九八）年八月までを「豊臣政権期」、それ以降を「秀吉没後」とする。

「大友氏支配時代」と「豊臣政権期」に画期を設けたのは、「嶋井氏年録」の年代的傾向のためである。「嶋井氏年録」の採録年代は、天正年間以前では、大友氏との通交にまつわるものが多く、本能寺の変以降は五年以上間を空けて、秀吉が関白に就任する天正一五年以降に増加する。さらに「嶋井氏年録」に多く引用される「宗湛日記」の記事が天正一四年から始まっていることも踏まえると、その史料性格の傾向を明らかにするために、豊臣政権期がおおよそ成立する天正一五年頃を画期とすることは一定の意味を持つと考えられるからである。「豊臣政権期」と「秀吉没後」に画期を設けるのは、天正一

五年頃から秀吉の没する慶長三年頃の記事が全九五条目の過半数を占めているためである。現に、秀吉没後、宗室の存命中の記事はわずかに四条目に留まっている。以下、三つの画期について、表をもとに考察を行う。

2 検討一 大友氏支配時代の記述について

「大友氏支配時代」に該当する条目は三三か所で、これは全九五条のうち約三五%を占める。「嶋井氏年録」の大部分の内容を占め、ほとんど三分の一がこの時期に該当する。ただし、ここでのいう年代は必ずしも実際の年代を意味せず、あくまでも「嶋井氏年録」において比定された年代であることには注意したい。

当該期で「嶋井文書」との関係性が明白なのは一五か所であり、当該期の条目のうち約四五%を占める。よって少なくとも、この時期の記述のうち半分程度は、他の史料から引用されたものとみてよい。しかし、年代については、そのうち九か所で田中健夫により誤りが指摘されている。これらの指摘は小早川隆景、寺澤広高の関連事項に集中している点に特徴がある。諸大名の活躍年代

を「嶋井氏年録」の編者が正確に把握していなかったために生じたものと考えるのが自然であろう。仮に「嶋井氏年録」の編者が、実際の年代より早くから宗室と交流があったことを示すために改竄を考えたのだとしても、それによって編者に何らかの利点があるとは考え難い。

また天正二（一五七〇）年十一月十日の記事では、大友氏側から依頼品があり、宗室が調達したところ、大友家家臣と思しき原田了真なる人物から、牛黄について催促があり、近日調合の上で差し上げる旨の返答をしたという。これに関連する「嶋井文書」の書状一通と比較し、記述の内容を検討する。

【史料二】大友宗麟書状⁽¹²⁾

先日於其元、織絹之事申候之所、早々調到来、悦入候、依近日就牛黄圓調合、牛黄事關候、急度相求可給候、急敷用所候条、聊不可有御油断候、委細従原田可眞所可申候、恐々謹言

（天正二年）壬子十一月十七日

宗麟（花押）
宗叱

右の史料は大友宗麟から島井宗室に宛てられた書状である。これは宗麟の花押や、宗室との通交時期、宗麟の号を使用していることや閏十一月とあることなどから天正二年のものと比定できる。大意は、先日はそちらで織衣についてお願いしていたが、早々に調達の上届いたので大変喜ばしく思った。近日牛黄円を調合するため牛黄の不足が見込まれ、必要になるであろう。急用であるからゆめゆめ油断のないように、というものである。この催促が宗室の耳に入るのは、天正二年十一月十七日以降のことではなければならない。しかしこのことは、「嶋井氏年録」の記述では天正二年十一月十日付の出来事とされている。原田という人物から牛黄の催促があったという点では、「嶋井氏年録」の記述と「島井文書」の書状は内容が一致しており、「嶋井氏年録」側が日付を誤記している例と言える。

一方この牛黄の一件について、「島井文書」所収の書状のみからでは、その後の大友氏側との通交がどうなったのかを窺い知ることはできない。だが、「嶋井氏年録」天正三年二月四日、同二月十三日の記事からは、宗室が牛黄円を差し出した経緯を知ることができる。両記事は

他の史料から傍証しえないが、【史料一】の存在を踏まえ、比較的信憑性の高い記事であると考えられる。

ここまで、当該期に「島井文書」を引用したとみえる十数か所の記述のうち、既に田中健夫が指摘していたものを含め一〇か所にわたって年月日に誤りを指摘した。大友氏支配時代の記述では、年代の情報は信憑性に欠くといえる。ただし、年代比定の誤りの程度にも傾向がみられる。

例えば、大友氏が実際に筑前に影響力を持ったのはおよそ天正一五年頃までといえるが、大友宗麟がその時期を飛び越えて登場することはない。一方で、小早川隆景や寺澤広高といった、豊臣政権期に筑前を支配した人物らについては、比定に多くの問題を抱えている。また大友宗麟については概ね（時期の誤認を含むにしても）大友氏支配時代の範囲内で収まっているのに対し、大友家臣家臣に関する記述は年代比定に杜撰さがあるといえる。大友宗麟や豊臣秀吉はさておき、特筆して著名な人物を除いては、正確な年代感覚は認められない。

当該期の「嶋井氏年録」の記述が、年代比定に問題を抱えている部分がある一方で、約半数の記事が何らかの

文書に依拠して書かれていた点をどのように捉えるべきであろうか。残りの半数についても、他の史料に拠った可能性が高いと評価するべきであろうか。この点を想像させるものとして、元亀年間の朝鮮貿易に関する記事がある。

元亀年間に永寿丸の荷物を送った先である「アカネ屋」は、「山上宗仁記」等にも確認できる堺商人の屋号であることと考えられており、「アカネ屋太郎右衛門」についても同様視されている⁽⁴³⁾。「嶋井氏年録」が慶長年間をかなり隔たつて明和年間以前に成立したものと考える場合、戦国期の堺商人を編者が改竄して補うのは困難であつたように思われる。「アカネ屋太郎右衛門」を記述するために、何らかの史料に拠つたと考える方が自然であろう。

最後に脚色を疑うべき条についてみる。本能寺の変について記した天正一〇年の記事である。ここでは、凶兆の証で知られる彗星が出たことや、岐阜城に夜な夜な女の叫び声が聞こえたことなどから、宗室は何かを予感して帰国したが、その予感的中して信長が逆心のため亡くなつたことを後に知つたという記事である。田中健夫はこの記事について、「神屋文書」に収録された「嶋井家

由緒書」から、本能寺の変に際して宗室は千字文を持ち出し、博多に持ち帰つたとする記述を紹介している⁽⁴⁴⁾。もつとも田中は、この千字文の模写と事の由来について、島井家にも一巻の史料が伝わっているが、「由緒書」には宗湛も同道しているとあり、この記述を信用するのは難しいと評価している。神屋宗湛が上方の茶人と交流を持つようになるのは、本能寺の変より後の天正一四年以降だからである。この記事はそのレトリックから、「大友支配時代」の中でも異質さを際立たせている。他の記事が書状などに基づいて記述したと思しき三人称的視点で書かれている一方で、この記事は「葉湯す」「様々嘶合」と一人称的視点で描かれている点に特徴がある。

3 検討二 豊臣政権期の記述について

豊臣政権期にあたるのは五三条目あり、これは全九五条に対して約五六%を占めている。「嶋井氏年録」の主要部分と捉えられる。慶長三年以前の八九条に比べると、実に約六〇%となる。島井宗室の事績について、豊臣秀吉との関係、あるいはその時代が最も重要視されていた

ことを物語る。

この時期のもう一つの特徴は「宗湛日記」からの引用がみられることである。「宗湛日記」と同じく、神屋宗湛に関係文書が収められた「神屋文書」についても、『新修福岡市史』収録分を参照したが⁽¹⁵⁾、「嶋井氏年録」との関係を描くことができる史料はなかった。「嶋井氏年録」が神屋家の史料を全て参照したのではなく、「宗湛日記」のみを用いていることが示唆される。

武野要子氏によれば、神屋家には、嫁入り道具として、「宗湛日記」の写しを持たせる習慣があったという⁽¹⁶⁾。武野の言の通りならば、神屋家では嫁入りの度に新しい「宗湛日記」の写本が生まれたことになる。「茶道古典全集」に収録される「宗湛日記」の解題によれば、現在「宗湛日記」の原本は伝存しておらず、写本あるいは謄写本のみが伝わっている⁽¹⁷⁾。写本は①劉英三郎氏所蔵本⁽¹⁸⁾②神谷英三郎氏所蔵本⁽¹⁹⁾③山内小兵衛氏所蔵本⁽²⁰⁾④筑紫頼定氏所蔵本⁽²¹⁾⑤森川勘一郎氏所蔵本⁽²²⁾⑥武居氏所蔵本⁽²³⁾⑦平岡浩太郎氏所蔵本⁽²⁴⁾の七点があるとされる⁽²⁵⁾。また、東大史料編纂所に謄写本が残されており、山内氏本として紹介されているが、これは誤りで、正確には神屋家本を謄写し、

その不足を山内氏本によって補ったものであるという⁽²⁶⁾。

今、国文学研究資料館日本古籍総合目録データベースで「神谷宗湛日記」について確認すると、写本として六点が紹介されている。しかし、『茶道古典全集』による紹介と一致するのは東大史料編纂所本のみで、残る静嘉堂文庫美術館所蔵本、東京国立博物館所蔵本、京都大学所蔵本、福岡（県立図書館）所蔵本、それに補遺として記される国会図書館所蔵本については、『茶道古典全集』による解題との整合性に欠く⁽²⁷⁾。確認できる「宗湛日記」の数が一点散逸していることになり、同様に伝存しなかった写本もあったであろうことと嫁入りの度に「宗湛日記」が写されたことを考えると、「嶋井氏年録」の記述は、伝存していない「宗湛日記」の記述に拠った可能性もある。

五三条目のうち、「嶋井文書」あるいは「宗湛日記」との関係が明らかなのは三か所あり、当該期の約五八%が何らかの引用を経ているといえる。しかし、その三か所のうち年代比定の問題が七か所、「宗湛日記」を改変あるいは改竄しているのが一〇か所、「宗湛日記」を加筆あるいは潤色したと疑い得る点が四か所指摘できる。

「嶋井氏年録」と「宗湛日記」との関係が特に顕著な

のは、「宗湛日記」天正一五年六月十日条に関するものである。この「宗湛日記」の記事と「嶋井氏年録」における同日の記事は次の通りである。

【史料二】宗湛日記天正一五年六月十日条⁽²⁸⁾

同十日ニ 関白様博多ノアト可有御覽トテ、社頭ノ前ヨリ、フスタト申候南蛮船ニメサレ、博多ニ御著候、御船ニ乗候物ハ、ハテル兩人・宗湛・其外小性（姓）衆也、博多ノ濱ニテ御進物ヲアケ申候ヘハ、其内銀子一枚ハカリ被召上候、其外ノ物ハ博多ニ被下候也

【史料三】嶋井氏年録抜粋

関白様被仰出候ハ、博多ノ跡可被遊御覽とて、社頭ノ前ヨリ南蛮フスタト云船ニ被召、博多御着、御船ニ乗候者、バテル式人、小性衆計、当津浜ニテ御肴鱸二頭、銀子献候処、さかな計御請被成、銀子ハ博多之者江拝領被仰付、一同難有御礼申上候事

一字一句同一というわけではないが、それぞれの文節

や、話題の順番の一致は明白で、偶然のものとみるのは難しい。そこで両記事で異なる点についてみたい。「宗湛日記」では、誰が乗り込んだかを明瞭に記すが、「嶋井氏年録」ではその記載がない。また、進上品を秀吉に献上し、それに対して秀吉がとった行動も異なる。「宗湛日記」では、進上品の内容を明らかにしておらず、その中から銀子一枚のみを受け取って、他は博多の者たちに下したという。一方で「嶋井氏年録」では魚二匹と銀子を献上し、秀吉は魚だけ引き取って、銀子は博多の者たちに下したとある。多くの類似点を持ちながらも、同時に差異をも有する両記事は、さらにもう一点の史料から検討することが可能である。このフスタ船での出来事は、ロイス・フロイスの『日本史』にも記録されているため、フロイスの記述をもとに、この差異について検討したい。

【史料四】ロイス・フロイス『日本史』抜粋⁽²⁹⁾

フスタ船が浜辺に着くと、前面には、新たな博多（の町）に住むことになる約千名の人たちが勢揃いしていた。彼らは二種の贈物、すなわち一つは銀棒（複数）をのせた大きい盆、他は米から造られた日本酒

の小樽約五十、そのうえ鳥、魚その他の食料品を携えて来ていた。関白は、彼らが貧しく寄るべない者（が多かったのだ）、それらの銀を彼らに返し、贈られたその他の食料品は、自分がまだ乗っていたフスタ船にことごとく積み込ませ、副管区長師に与えよと命じた。

フロイスの記事によれば、秀吉にこの時進上品を贈ったのは、宗室や宗湛といった豪商の他に、貧しいものも多かったことが記されている。また、進上品の内容は、銀や魚に加えて、日本酒や鳥も含まれていた。秀吉はこうした進上品に対し、銀子については返し、食料については副管区長ガスパール・コエリヨらに与え、フスタ船に積み込ませたとする。この記述に従うならば、秀吉は何も受け取っていないことになる。

このフロイスの記述を元に、「宗湛日記」と「嶋井氏年録」の記述を改めて検討しよう。両記事ではいずれも、秀吉は何等かの進上品を受け取っているのですが、フロイスの記述とは一見矛盾している。ただし、「自分がまだ乗っていたフスタ船にことごとく積み込ませ」たとあるから、

これが魚を受け取ったことを指しているとも取れる。「宗湛日記」に記されていない進上品の内容を、「嶋井氏年録」は魚と銀子を献上したと言い当てている。これはフロイスが魚などの食料品を献上し、銀の進上もあつたとする記述と合致する。「嶋井氏年録」は「宗湛日記」以外の典拠から、この記述を記したのか、あるいは現存しない「宗湛日記」から引き写したのか、あるいは「嶋井氏年録」の記述がどこかの段階で「宗湛日記」に逆輸入されたのか、現段階では明確にしない。

田中健夫は、天正一五年六月一〇日に関するこの二つの記事を比較して、「嶋井氏年録」からは宗湛の名が消えていることなどを指摘しながら、「宗室日記は明らかに宗湛日記を材料として使用し、それによつて記事をなしたものである」と断じている³⁰⁾。だが「嶋井氏年録」では、「宗湛日記」にはみられない進上品の内容が、フロイスの記述と一致している点は見逃せない。

「嶋井氏年録」が「宗湛日記」からの引き写しだとする田中の主張を、疑い得る記述は他にもある。フスタ船が博多に來航した翌日の、太閤町割（秀吉による博多復興政策）に関する記事である。

【史料五】嶋井氏年録抜粹（傍線部筆者）

博多町刻^⑧被仰出、御奉行滝川三郎兵衛殿、長束太藏、小西攝州殿・山崎志摩殿、此四人也、其外下奉行数多也、我等事代々当初住居故、被任先例表口三拾間・入三拾間之屋鋪閔白様ヨリ給ル、町並諸役許ル

【史料六】「宗湛日記」天正一五年六月一日条（傍線部筆者）⁽³¹⁾

同十一日ヨリ、博多町ノサシ圖ヲ書付ラレテ、十二日ヨリノ町ワリ也、博多町割奉行衆事

滝川三郎兵衛トノ 長束太藏トノ 山崎志摩トノ

小西撰州 此五人ナリ、下奉行三十人有、

両記事を比較すると、「嶋井氏年録」では、太閤町割の次第に加えて、先例の通りに秀吉から屋敷を給わったこと、諸役が免除されたことが記されている。注目すべき違いは、太閤町割を指示した奉行を「嶋井氏年録」では四人とし、「宗湛日記」では五人としていることにある。

「宗湛日記」の記述は、四名分の記載しかないにもかかわらず「此五人」とされている点で不可解である。一方で「嶋井氏年録」では、四名の列挙に、「此四人」とあり、一見して自然である。そのほかの下奉行に関しては、「嶋井氏年録」が「数多」いたとする一方、「宗湛日記」では「三十人」と明記している。「嶋井氏年録」の記述は、「宗湛日記」の記述の不可解な部分を解消するものである。「宗湛日記」の写本伝来の方法が、嫁入りの度に行われるものであるとすれば、その他の理由で書写される場合も含め、その転写の過程で誤記が生じた可能性も十分に考えられる。

「嶋井氏年録」が「宗湛日記」を参考としていない可能性を示す例はこの他にもある。例えば、表二に示したように、天正一五年三月二三日の記事は、「嶋井氏年録」と「宗湛日記」とで、明らかに矛盾している。このようにみてみると、「嶋井氏年録」が「宗湛日記」を参照していることは即断できず、どちらかの底本の特定作業や、現存する「嶋井氏年録」と「宗湛日記」との両方が、他の史料を参照した可能性も含め、今後いつその検討がなされるべきであろう。

伝存しない史料が典拠になった可能性に関連して、重要だと思われるのは天正一五年一月二三日条である。これは、豊臣秀吉に対し唐扇一本・照布二端を献上したところ、返礼のものと思われる御書を下され、その取次に石田三成があつたという記事である。『福岡縣史資料』では、これについて「島井文書」に以下のような関連史料を掲げている。

【史料七】 豊臣秀吉書状⁽³²⁾。

唐扇一本、照布二端到来之悦思召候、猶石田治部少輔可申候也

十一月廿三日

(朱印) 秀吉

嶋井宗室

この史料の内容と「嶋井氏年録」の記事内容はほとんど同一のものとみてよく、「島井文書」から引用されたことを物語る。しかし、同文書は『福岡県史』には「島井文書」として収録されておらず、福岡市博物館の収蔵品目録にも、これと思しき史料は見当たらない⁽³³⁾。

このことについて田中氏は『福岡縣史資料』の引用を

踏まえるのみで、特別の言及をしているわけではない。あるいは『福岡縣史資料』が刊行された一九三六年当時頃まで、この文書は存在したのかもしれない。この史料のように、その所在が追えなくなってしまう史料があるとすれば、その他の「嶋井氏年録」の記述についても、元となる「島井文書」が、かつては存在した可能性がある。

年代比定については石田三成の書状に関する誤解が顕著であるほか、大友支配時代に引き続き小早川隆景に関連するもの、あるいは茶器に関連するものが指摘できる。なお上記に指摘した箇所ほかに、「宗湛日記」の記述から、「嶋井氏年録」の年代に関する問題を指摘できるものとして、天正一五年三月一二日、天正一五年三月二三日、天正二〇年三月一八日、文禄三年八月三日の四か所を挙げられる。いずれも宗湛自身が関与しているにもかかわらず「宗湛日記」への記述がないことや、同様の記事が存在しないことが論拠となる。

また改竄については、既に田中の指摘があるように、宗湛の業績をあたかも宗室のものであるかのように示している記事がみられるのが特徴である。

脚色についてみると、本能寺の変に関する記事同様に、一人称視点で直接話法的語られ方がなされる記事は、異質さが際立っている。例えば天正一五年九月一六日条、天正一七年四月二八日条、天正一七年五月四日条、天正一九年六月条などがそれである。天正一七年四月二八日条では「関白様江、宗對馬守義智様ヨリ極内重キ御頼入之儀依依之、拙方江御出御止宿、昼夜御頼筋御咄被成候、拙者即答二ハ、是ハ極重キ御事故、弥御請合ハ不申候得共、愚僧力之及ハ申請、めてたく吉左右可申上返答御受合仕置候、此儀申取於有之者、自今以後貴殿被申候儀、於國中違背申問敷由、辱御口上也」と、宗室没後の史料にもかかわらず、「拙者」と一人称で語られている点は不可解である。

この記事は、天正一七年に對馬の宗義智が豊臣秀吉の朝鮮国王出仕要求に応えるため、宗室らとともに朝鮮との交渉に奔走していた時期にあたる。内容は状況的にありえたかもしれないが、部分的な潤色の可能性を疑わずにはいられない。

その他の史料との関連性は見出せないものの中で、徳川家康との通交に関するものは上記のような潤色とおぼ

しき記述が特に多い。例えば、宗室が對馬の宗氏と共に對朝鮮交渉に当たっていた頃にあたる、天正一七年五月四日の記事をみてみよう。それによると、家康との間に「極内之儀」について相談し、指図を受けたとされる。

その後の秀吉との応答も直接話法で描かれ、宗室が時の天下人と昵懇の間柄であったことを示す。なお、この時の家康との通交のその後が、天正一八年五月三〇日条に描かれている。文禄年間（一五九二年～一五九六年）には、伏見に上った宗室が、土産物を進上したところ、過分の計らいだとして「手づから」軍配と扇を宗室に与えたという。表二から明らかのように、大友宗麟や小早川隆景、石田三成との通交が他の史料から確認できる一方で、徳川家康から島井宗室に直接宛てられた書状は伝存していない。家康の記事ばかりがこれだけみえるのは、江戸期以降の潤色・脚色に拠るものである疑いは強い。

ここまで、豊臣政権期について判明したことをまとめると次のようになる。①年代比定に関しては、石田三成や小早川隆景などとの人的通交に、問題が集中している。②改竄についてみると、「宗湛日記」からの引用部分について、宗室を加筆・上書する例がみられる。③「宗湛日

記」からの引用が多いという点は、田中健夫の指摘の通りである。一方で、現在伝わる「宗湛日記」から転写しただけでは「嶋井氏年録」の記述になることはなく、「嶋井氏年録」の記述がフロイスの記述と合致する例もみられることから、「嶋井氏年録」は現存しない史料を典拠としていた可能性が高い。④脚色の問題では、茶会における秀吉や諸大名らとの会話には潤色を疑う余地がある。そこで、史料から明瞭にそれを指摘することは困難だが、補足しておきたい点がある。大友宗麟や小早川隆景、石田三成といった人物との通交については、「島井文書」に書状などの文書が残っている一方で、家康からの書状がほとんど「島井文書」に伝わっていないにもかかわらず、これだけの記事が「嶋井氏年録」に上っているのはいかにも疑わしい³⁴⁾。

4 検討三 秀吉没後の記述について

秀吉の没後に該当するのは、慶長三（一五九八）年一月二三日以降の一〇条目で、これは全九五条のうち約一％にあたる。このうち、他の史料との傍証可能性が

あるのは二か所のみで、内容は島井宗室の跡を継いだ嶋井徳左衛門信吉の跡目相続に関するものと、信吉を継いだ権平の病没に関するものである。

年代の比定に関し、島井宗室の命日を誤記していることは、既に田中健夫により指摘されていたところである。田中の指摘は他にも、宗室の没後にも「宗室江」の文言がみられる例が続き、あたかも宗室が生きているかのような書きぶりは不可解であることなどにも及んでいる。徳左衛門・権平の没年について、「嶋井家系図」が引用されていると思われること、宗室の命日を誤記したのも、墓碑に記される「念四日」を「四日」と間違えたものと思しきことから、該当部分は、後に伝来史料を元にした人物によって記述されたと考えられる。その時期は、宗室や権平らが現役だった時代から、相当に隔たったものとみなければならぬ。

改竄はみられないが、脚色と思しき記述がみられるのは、慶長三年一月二三日のことで「安藝宰相様・石田治部少輔様・雑質内膳様、其節宰相様仰二八、宗室先祖代々当津住居之由、扱又先祖ハ公家之由承候、其方迄何代二成ル哉と被仰候、其時尊命二ハ御坐候得共、先祖ヲ

取出物語仕候てハ、恥辱をアタエ申二似寄候間、御赦免

被下様二申上候処、其時宰相様被仰候ハ、是ハ尤也、龜

忽誤たり、誠二宗室ハ何万騎之大將之氣分相見へ候、夫

故二家康 軍配扇遣たる事之由被仰、一笑相催候」と、

毛利輝元・石田三成・雜賀内膳から一笑をさらつた宗室

のエピソードが語られている。ここでは毛利輝元から、

宗室の先祖は公家にあたるといふが、宗室は何代目にあ

たるのか、と問われ、宗室は先祖のことを言うのは先祖

に恥辱を与えることになる」と明言を避けた。これに輝元

は、宗室には何万騎の大將の氣分がみえると感嘆させ、

徳川家康から軍配を与えられたという。この記事は「島

井文書」を含むこの史料からも傍証することができない。

豊臣政権期から引き続いて、傍証しえない家康とのエピソードが追加されている点に注目しておきたい。

秀吉没後では、年代の月日に誤読がみられるだけでな

く、宗室の没後であつても生きているものとして語られ

る傾向が認められ、宗室と諸大名の交流について傍証す

ることはできない。

おわりに

大友氏支配時代の特徴は、豊臣政権期以降に比べると

以下の点を挙げることができる。①大友宗麟に関する記

述には、年代比定に問題のある場合が多いものの、概ね

大友氏支配時代の範囲内に収まっている。②小早川隆景

や筑紫広門、寺澤広高といった、豊臣政権期に筑前との

関わりを強める諸大名について、大友氏支配時代のもの

と比定される傾向があつた。③小早川隆景に関する年代

比定の誤りは、豊臣政権期についてもみられるもので、「嶋

井氏年録」を通じた特徴と捉えられる。④豊臣政権期に

宗湛の事績を宗室の事績へと書き換えるといった改竄の

傾向は見当たらない。⑤豊臣政権期以降にみられる諸大

名との交流エピソードの挿入はみられず、脚色と思しき

ものは指摘しがたい。唯一、本能寺の変におけるエピソードが異色であるが、具体的な人物との交流は描かれな

い。

以上のことを踏まえると、該当する記事のうち約四五

%はなんらかの文書に依拠した記述であり、他の時期に

比べると改竄や潤色の傾向が最も薄い。他の史料との整

合性を確認できなかった残りの約半分についても、何らかの文書に基づいていた可能性がある。その可能性は、「嶋井氏年録」が年代の比定に問題を抱えているとはいえず、他の時期で他の史料から傍証できない部分に比べれば、相対的に信憑性の高い可能性であると考えられる。

豊臣政権以降に共通してみられるのは、石田三成や小早川隆景などとの人的通交に年代比定の問題を抱えている点や、「宗湛日記」からの引用部分について、宗室を加筆・上書するなどの改竄の例である。また、本稿の検討により、先行研究で指摘されてきた「宗湛日記」からの引用について、現在伝わる「宗湛日記」から転写しただけでは「嶋井氏年録」の記述が成立しえない点を指摘した。「嶋井氏年録」の記述がフロイスの記述と合致する例もみられることから、「嶋井氏年録」は現存しない史料を典拠としていた可能性が高い。この点は、今後「嶋井氏年録」の史料性格を検証する上で、重要な論点になりうると思われる。

また、本稿では十分に検討することができなかったが、徳川家康に関する傍証できないエピソードが多数盛り込まれている点も改めて強調しておきたい。特に家康から

遣わされた軍配は、嶋井家にその後も伝わっていたように、寛保元（一七四一）年、嶋井久左衛門の代に藩主黒田家に献上されたとする記述もあり⁴⁵⁾、後の嶋井家にとつて家康との繋がりが重要であつたことが偲ばれる。

「嶋井氏年録」はその成立について不明な点も多い史料であり、戦国期の事情を知るための史料としては、特に年代に関して注意を置くべき史料である。ただし、その記述の内容は約半数を他の史料から傍証できることや、現存しない史料からの引用も指摘できる以上、「嶋井氏年録」からのみ知りうる記述にも一定の信を置いてもよいように思われる。ただし、それは十分な留保を置いた上の活用にとどめるべきであろう。

【注】

① 本稿の主たる史料群である「嶋井文書」は、嶋井家に伝来する史料群で、平成八年（一九九六）度に福岡市博物館に寄託された。その時点で九〇四件一〇一点が記録されている。二〇〇三年、大部分を購入資料とし、現在は八七八件九八四点を所蔵、残りについてもほとんどが寄贈か寄託継続の形をとる。時代は戦国期から近代まで、

内容は大名・茶人らとの書状のほか、支配法制関係・商業関係・由緒書などの家督相続関係史料を収録している。東京大学史料編纂所には、嶋井静子氏から借用して影写した、写真帳一八冊がある（福岡市博物館『平成15（2003）年度収集収蔵品目録』二一、二〇〇六年、九頁。東京大学史料編纂所所蔵『嶋井文書』請求記号617.1.91-25。）。

- (2) 田中健夫「所謂嶋井宗室日記について」『歴史地理』八七号一・二合併号、一九五七年一月、五四頁―八一頁、五五頁。

- (3) 田中健夫『嶋井宗室』吉川弘文館、一九六一年。

- (4) 芳賀幸四郎「近世初頭における一町人の性格―嶋井宗室―」『近世文化の形成と伝統』河出書房、一九四八年。
森克己「中世末・近世初頭における対馬宗氏の朝鮮貿易」『九州文化史研究所紀要』第一号、一九五一年、一頁―一〇頁。

- (5) 田中健夫「中世日鮮交通における貿易権の推移」『史学雑誌』六三号の三、一九五四年、一八八頁―二二三頁。
後に、同『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会、一九五九年に再録。

- (6) 鹿毛敏夫「戦国期豪商の存在形態と大友氏」『大分県地方史』一六〇号、一九九六年、一八頁―四七頁。後に、

同『戦国大名の外交と都市・流通―豊後大友氏と東アジア世界―』思文閣出版、二〇〇六年に再録。同『戦国大名の海外交易』勉誠出版、二〇一九年。

- (7) 田中前掲論文（二九五七）、五五頁。

- (8) 同右、七五頁。

- (9) 西日本文化協会編『福岡県史』史料編福岡藩町方（一）、福岡県、一九七七年。

- (10) 福岡市博物館『平成15（2003）年度収集収蔵品目録』二一、二〇〇六年、九頁。

- (11) 千宗室ほか編『茶道古典全集』六、淡交新社、一九七七年。

- (12) 「嶋井文書」第九号、五頁。

- (13) 鹿毛敏夫前掲論文。

- (14) 田中健夫『嶋井宗室』吉川弘文館、一九六一年、八〇頁―八一頁。

- (15) 福岡市史編修委員会編『新修福岡市史』資料編中世②市外所在文書、福岡市、二〇一四年。福岡市史編修委員会編『新修福岡市史』資料編近世③町と寺社、福岡市、二〇一八年。

- (16) 「神屋文書」、西日本新聞社『福岡県百科事典』上、一九八二年、四〇四頁。

- (17) 芳賀幸四郎「宗湛日記解題」、千宗室編『茶道古典全集』

六、淡交新社、一九五八年、三九〇頁—三九四頁。

(18) 神屋善四郎女を劉家が娶った際に携行されたものと伝わるが、筆写年代は江戸末期頃とされる。脱漏はあるものの神屋家が所蔵していたものの転写であるという。

(19) 一八八八年（明治二一）に、帝国大学臨時編年史編纂掛（現、東大史料編纂所）が神谷英三氏から借用して謄写したもの。

(20) 慶長六年から一八年までのことを記している点で貴重である。

(21) 福岡市筑紫氏が購入したもので、筆者は町人の一人松永一豊だといわれる。内容は神屋家本と同じだという。

(22) 書写が明和三年と、『茶道古典全集』の刊行時に調査された中では、書写年代が最も古い。また、その年紀も正しいとされる。「宗湛日記」の成立に言及する部分があり、そこから原本は神屋家ではなく黒田家に伝わったことがわかる。

(23) 『茶道古典全集』刊行時、該当本を確認できていない。
(24) 同右。

(25) 芳賀幸四郎前掲論文、三九〇頁—三九四頁。

(26) 同右、三九一頁。

(27) この点について本稿では、現存する写本との照合作業等を十分に行うことができなかった。今後の検討課題とな

る。

(28) 「宗湛日記」天正十五年六月十日条、千宗室ほか編『茶道古典全集』六、淡交新社、一九七七年、二二七頁。以下、「宗湛日記」は同書を参照するものとし、書誌情報を「宗湛日記」と略記する。

(29) ルイス・フロイス著、松田毅一・川崎桃太訳『日本史』一、中央公論社、一九七七年、三〇七頁。

(30) 田中前掲論文（一九五七）、六八頁。

(31) 「宗湛日記」天正一五年六月一日条、二二七頁。

(32) 福岡縣『福岡懸史資料』第六輯、福岡県、一九三六年、一四五頁。

(33) 福岡市博物館前掲書。

(34) 表二を参照のこと

(35) 「島井文書 第一〇六号、一二九頁、西日本文化協会編『福岡県史』史料編福岡藩町方、一九八七年。

表一

年	月日	事項	他史料との整合性	整合性の根拠	先行研究で指摘
永禄八 乙丑歳	二月二日	大友宗麟様江為御見舞段子一端進上候処、右之御挨拶として、御書翰外二頼之儀依有之、吉弘加兵衛御使、委細御口上之趣承知いたす也	○	文中にみえる書状、島井文書あり（2月2日付島井文書5号）『福岡県史資料』にも言及あり。	○
永禄八 乙丑歳	七月廿三日	此方先祖代々家譲之印籠所持仕候処、宗麟様依被成御所望進上いたし候処、御祝着之趣御書到来、委細者宗元老ら申越候	△	同様の趣旨の島井文書あり（7月23日付島井文書6号）。『福岡県史資料』にも言及あり。但し、印章から判断して天正3年から天正6年のものでなければならぬ（田中健夫（1957））	○
永禄八 乙丑歳	九月（十九）九日	宗麟様江高麗焼茶碗之鉢致進上候処、御懇書到来、御使者吉弘加兵衛、委細御工場添	△	文中にみえる書状、島井文書にあり（9月19日付島井文書7号）。『福岡県史資料』にも言及あり。但し、広門は天正6年8月まで「鎮恒」を名乗っており、この書状は天正7年以降でなくてはならず、桑田忠親はこれを天正15年としている（田中健夫（1957））。	○
同九丙寅年		年頭御祝儀、宗麟様御城へ罷出奉欣賀のこと			
同九丙寅年	五月十五日	大宗様ヨリ博多唐織式拾端織立之儀御憑被成候趣			
同九丙寅年		宗麟様江博多織出来二付飛脚差立指上候処、御祝着被成候由			
同九丙寅年	八月廿一日	大栗被下候為御礼登城仕、御取持被仰付候			
永禄十 丁卯歳	六月二日	暑中大儀につき於御広書院二汁五菜之御料理被下候事			
永禄十 丁卯歳	九月八日	對州間屋博多屋ヨリ荷物送り越、当年ハ米穀不作ニ依て、諸品不景氣ニ有之候得共、兼て又懸意之間二付、不殘荷物此方へ預、相応ニ代銀相渡、出帆致させ候事			
永禄十 一戊辰年	二月上旬	永壽丸ヨリ朝鮮国江渡海ス、同下句ニ釜山浦着岸、三月中旬京畿道ニ参ル、此節ハ元良哈ヨリ諸品多些買取、五月四日ニ袖湊帰着			
永禄十 一戊辰年	六月五日	永壽丸ヨリ大坂表江荷物積登せ候処、七月廿三日帰着、存寄とハ格別此節商ひ利潤有之、気味能登候、船頭始加子之者共江、為美銀子取せ候事		「大坂表」の語を訝しむ研究もある（田中健夫（1961）70頁）	○
永禄十 一戊辰年		筑紫廣門様ヨリ神文之御書翰依有之、格別之儀也	△	この時の神文は島井文書にあり（2月25日付・島井文書52号）但し、この神文には差出に「広門」とあり、筑紫広門は天正6年8月まで「鎮恒」を名乗っていることから、この文書は天正7年以降でなければならず、桑田忠親はこれを天正15年のものとしている（田中健夫（1957））	○
元亀元 庚午年	五月廿一日	壹岐カサモトヨリ諸品積送ル、贈礼引合、荷落無之様吟味いたし、同廿四日ニ荷役代料勘定、銀式拾貫八百目船頭榮助江渡済ム			
元亀元 庚午年	九月二日	泉州堺アカネ屋太郎右衛門方江、永壽丸ヨリ荷物送ル、郡山和泉屋慶助方へ、書通ヲ以、近国之武士方江売捌頼遣ス、尤為土産当所之唐唐織老反送ル			
元亀元 庚午年	十一月廿八日	雪魚二尺大友様江上ケ候処、吉弘加兵衛・宗元兩人衆ヨリ、為御挨拶書札到来ス	○	同様の趣旨の島井文書あり（11月28日付島井文書8号）。『福岡県史資料』にも言及あり。	○
天正二 甲戌歳	九月十一日	鎮永殿ヨリ書札来、返答相応也	△	文中に見える書状の島井文書あり（9月21日付島井文書18号）。『福岡県史資料』にも言及あり。但し、この文書は異筆で天正6年とあり、これは「嶋井氏年録」側の誤記であるとされる（『福岡県史資料集』、田中健夫（1957））しかし、『福岡県史』史料編町方一では、「天正6年」の記述を異筆としている。	○
天正二 甲戌歳	十一月十日	大友様ヨリ先般御頼み依有之候、調差上候処、原田了眞老ヨリ、書翰ヲ以平黄（牛黄）圓御備促有之候、近日調合仕、指出可申返答いたし置也	△（日付に誤カ）	同様の趣旨の島井文書あり（11月17日付島井文書9号）。しかし、文書の内容から言って、11月17日以降のことでなければならぬ。	×
天正二 甲戌歳		大友様ハ銀子御借財被成度段申来ル、依之百式拾貫目御軍用指出ス、御証文請取置也			
天正二 甲戌歳	十二月廿三日	宗麟公江当所産之練酒一樽并御肴上ル			
天正三 乙亥年	二月四日	宗麟様江平黄圓指上候処、代料金御渡被成、請取帰ル			
天正三 乙亥年	二月十三日	平黄圓仕差出候処、為御挨拶御書翰到来ス			

天正三 乙亥年	十二月廿四 日	宗麟様ヨリ銀子御借用被成度旨御状来ル、此 方方返翰ニ申上候者、前以御用達申ケ置候上 ニ、又此節御相談、委曲承知仕段申上ル	×	同日付の島井文書あり（12月24日付・島井文書10号）、しかし内容には相違があり、銀子借用に関する書状ではない。	同日付の島井文書あり（12月24日付・島井文書10号）、しかし内容には相違があり、銀子借用に関する書状ではない。
天正三 乙亥年	十二月廿七 日	宗麟様江生魚五尺進上仕候処、池邊三郎兵衛御書翰御使者也、三郎兵衛殿自分鮮魚二口給候	○	同様の趣旨の島井文書あり（12月27日付・島井文書11号）。『福岡県史資料』にも言及あり。	○
天正四 丙子年	三月廿二日	津内蔵 ^判 ヲ拙子蔵判いたし候様、隆景様被仰候趣、寺澤志摩守様ヨリ御書翰ヲ以申来ル、委細承知仕候趣御答仕也	△（年代誤）	文中に見える書翰の島井文書あり（3月22日付・島井文書44号）。『福岡県史資料』にも言及あり。ただし、これは朝鮮出兵中の文書であり、天正20年のものと考えられる。田中健夫も筑前名嶋城入りが天正16年であることから、この記述の妥当性を疑い、文禄元年（=天正20年）のものとしている（田中健夫（1957））	○
天正四 丙子年	八月十四日	隆景様ヨリ御書札到来、返言申上ル	△（年代誤）	同様の趣旨の島井文書あり（8月14日付・島井文書43号）。『福岡県史資料』にも言及あり。小早川隆景が筑前に入部するのは天正15年のこと。当該文書の内容（金吾殿下向の事）から言ってみれば文禄4年のことでなければならず、このことは既に指摘されている（田中健夫（1957））	○
天正五 丁丑歳		九州大乱			
天正六 戊寅年	三月十三日	志摩守様ヨリ御書到来、承知之趣返言仕候	×	志摩守任官は天正17年とされる。	
天正六 戊寅年	十一月廿三日	志摩守様ヨリ黒岩茶摘之儀被仰聞、不差置参同可仕候処、少々不快ニ付て、出立及延引之段申上置也	△（年代誤）	同様の趣旨の島井文書あり（霜月23日付島井文書19号）。『福岡県史資料』にも言及あり。但し、『寛政重修諸家譜』では寺澤広高の志摩守任官が天正17年とあることや、同文書にみえる福岡の地名が生れたのは黒田氏の入部以後慶長6年より後のことなので、この文書はそれ以降のものでなければならないとされる（田中健夫（1957））	○
天正六 戊寅年	十二月廿八日	宗麟 ^{（書書）} さまヨ御書被下、猶亦宗俣老・宗元老兩人衆ヨ巨細之儀書面ニて申来ル、依之任文意答	△（年代誤）	文中に見える書状の島井文書あり（12月28日付島井文書12号・第13号）但し、同文書にみえる吉弘鎮信は天正6年9月27日向高城の戦いで戦死しており、また天正6年以降に書かれた吉弘鎮信の書状が知られていないことから、少なくとも天正5年以前のものとされる（田中健夫（1957））	○
天正七 己卯年	正月十四日	義統様ヨリ御書札来ル	△（年代誤）	該当書状の島井文書あり（正月14日付島井文書第14号）。『福岡県史資料』にも言及あり。ただし、義統の花押から天正3年頃のものとする（田中健夫（1957））	○
天正七 己卯年	三月十五日	豊次様ヨリ委敷御状被遣候、勿論御使者御口上添候間、相応之答仕候	△	該当するとみられる島井文書あり（3月15日付島井文書第15号）	
天正七 己卯年	六月五日	六月五日当津出帆、翌六日對嘉着、此節朝鮮國渡海之心組ニ候処、同所府中ニ南蛮之商品数多有之、朝鮮館に商賈買取候者、却て就下直求之、同月廿一日目出度帰着す、然ル処、杜タン 本朝弘底ニ有之、大坂江積登せ候、無間も当所ニて売払候処、夥鋪利益有之候、委儀は別帳面ニ設置也			
天正十 五年年		我等儀痛痛所有之、二月三日為有馬湯治罷登、同所二十一日葉湯ス、諸国ヨリ入込ミ数多ニて、様々啗合有之、中ニも耳立候咄ニ者、慈星何方へ出たる由、或ハ岐阜ノ城ニ夜なへ女 ^{（婦）} のさけふ声いたすなど、なにと歎騒き世の様歟、永足を止むべきにあらずと存、早速帰国いたす、然ルニ六月信長公為ニ逆心之御死去被成候、右前坪と後 ^{（前）} にそおもひ合けり			
天正十 五丁亥年		大友宗麟様ヨリ御書翰被下候事			

天正十五丁亥年	三月十二日朝	大同庵にて御会、古溪和尚・宗湛・宗室	×	「宗湛日記」天正十五年三月十二日朝条によれば「[草部屋]道設 堺ニテ御会 宗及老 水野賢物殿 宗湛」とあり、神屋宗湛は堺の茶会に出席していたことになる。また、大同庵の成立は、京都大徳寺の僧であつた古溪宗陳が、豊臣秀吉によって配流された際、神屋宗湛と島井宗室が博多に立てたものであり、これは天正16年のことである。よって、天正15年に大同庵で御会を開くのは不可能となる。なお、「宗湛日記」天正十六年霜月十二日朝の状には「古溪和尚 大同庵ニテ御会 宗湛 其外二人」とあり、天正16年の出来事であつた可能性が高い。霜月を三月と誤った理由は定かではないが、茶道古典全集での同条は、近くに天正16年3月と書かれており、同日条は月欠であるので、霜月の出来事であることを読み飛ばした可能性もある。いずれにせよ、原資料によって確認しなければわからない内容であり、今後の重要な検討課題となる。なお、古溪和尚が配流されたのは天正16年9月のこととされている（「宗湛日記」248頁）。	
天正十五丁亥年	三月廿三日朝	箱崎御陣屋にて輝元様御会、御数寄屋御人数、輝元様・道三・宗湛・宗室・宗是・武士衆、以上六人	×	「宗湛日記」天正十五丁亥年三月廿三日条によれば「堺罷立テ奈良ノ数寄一見トシテ参候也、道叱老御一通方々」とあり、天王寺屋道叱が方々に紹介状を書いてくれたという神屋宗湛の日記が残っている。これでは堺から奈良に向かった宗湛が、その日のうちに箱崎（福岡）の御会にも出席していることになり矛盾する。「宗湛日記」自体も史料批判を要するのでより詳細に検討する必要がある。『福岡県史資料』にも言及あり。なお、翌16年には同様の記事を「宗湛日記」にみることが出来る。田中健夫からも同様の指摘がある（田中健夫（1957））	○
天正十五丁亥年	六月三日	関白様薩摩ヨリ御帰掛け、箱崎社内ニ御在陣被遊候	○	「宗湛日記」同日条には「薩摩ヨリ被成 還御筑前國箱崎ニ」とある。	
天正十五丁亥年	六月四日	関白様ヨリ御目見江可被仰之趣被仰渡、難有奉存候段御請申上、早々罷出候处、御目見被仰付、難有御意奉蒙候事			
天正十五丁亥年	同日	御肴一折・鯨魚二頭・猩々餅一反献上仕候处、御満悦被為遊、御次にて御吸物・御酒頂戴被仰付、難有御礼申上候事			
天正十五丁亥年	同十日	関白様被仰出候ハ、博多ノ跡可被遊御覽とて、社頭ノ前ヨリ南蛮フスタト云船ニ被召、博多御着、御船ニ乗候者、バレル武人、小性衆計、当津浜にて御肴鱈二頭、銀子献候处、さかな計御請被成、銀子ハ博多之者江洋領被仰付、一同難有御礼申上候事	○	「宗湛日記」同日条によれば「同十日ニ 関白様博多ノアト可有御覽トテ、社頭ノ前ヨリ、フスタト申候南蛮船ニメサレ、博多ニ御着候、御船ニ乗候物ハ、バレル兩人・宗湛、其外小性（性）衆也、博多ノ濱ニテ御進物ヲアケ申候ヘハ、其内銀子一枚ハ可被召上候、其外ノ物ハ博多ニ被下候也」とある。『福岡県史資料』にも言及あり。また、田中健夫は「たとい偶然の一致としても、か程までに文章が一致するということは殆ど不可能に近いといつてよいであろう」としている。	○
天正十五丁亥年	同十一日	博多町指図書付ラレ候事	○（改変あり）	「宗湛日記」同日条によれば、まず、指図を作成し、翌日には瀧川雄利、長束正家、山崎片家、小西行長の五人の奉行衆、下奉行三〇人によって実行された。『福岡県史資料』にも言及あり。	○
天正十五丁亥年	同十二日	博多町刻被仰出、御奉行滝川三郎兵衛殿、長束太蔵、小西揚州殿・山崎志摩殿、此四人也、其外下奉行数多也、我等事代々当初住居故、被任先例表口三拾間・入三拾間之屋鋪関白様ヨリ給ル、町並諸役許ル	○（改変あり）	「宗湛日記」同日条によれば、まず、指図を作成し、翌日には瀧川雄利、長束正家、山崎片家、小西行長の五人の奉行衆、下奉行三〇人によって実行された。『福岡県史資料』にも言及あり。	○
天正十五丁亥年	同十四日	箱崎燈籠堂にて利休老御会、案内宗湛・宗室也	○	「宗湛日記」同日条によれば、「箱崎トウロ堂ニテ、一 利休御会 宗湛 宗室 宗仁」とある。『福岡県史資料』にも言及あり。	○
天正十五丁亥年	同十九日朝	箱崎御陣書にて、関白様御会、宗湛・宗室、終て御意被成候ハ、宗室ハ御・町人何れを望候哉と御難詰、御請申上候ハ、御台命ニ候得共、武士ヨリ町人宣候、何ソ望ハなさかと御意、難有と申上、然ら者可申上候、乾ノ神ニ指サシ、アレニ真砂地見ハ渡り候ハ、奈多ト申処ヨリ志賀嶋迄三里続候、渡ノ中道と申処ニて候、唐土ノ書ニハ、白砂塗と書たる由、さて候、渡りたる所、内海洋領と申上候、其時台命ニハ、能も坊主望たり、然らハ武士ニ成ルかと被仰候、武士ハ嫌なり申由申上候ヘハ、然らハ其方望ハ時節可有、楽みおもひ候ヘ、此節ハならぬと御意被成御笑被催候	○	「宗湛日記」同日条によれば、「箱崎御陣所ニテ、一 関白様ニ 御会更 宗湛 宗室兩人」とある。ただし、それ以外の部分には大幅な内容加筆が見られる	○

天正十五丁亥年	同廿五日	箱崎赤幡坊にて関白様御会、宗湛老人、我等事前夜ヨリ卒ニ眩暈強く、依て利休老迄此段申達ス	○	「宗湛日記」同日条によれば、「丁亥六月廿五日朝 箱崎アカハタニテ、一関白様ヲ 御会仕更宗湛 陣屋ニテ」とある。細川藤孝相伴。宗室のことについては言及なし。	
天正十五丁亥年	九月六日	秋月種實殿方書翰ヲ以被申候時事			
天正十五丁亥年	十一月廿三日	関白様江府扇本・照布二端奉獻、御書被下、御使者石田治部少輔様、外ニ御口上添		『福岡県史資料』に言及があるが、原史料の現状が不明であり検証できない。	○
天正十六戊子歳	同年二月廿五日	隆景様名嶋御城普請詰初ル、依之三月二日ニ右為御見廻籠上り候、当所之産白練一樽・御肴一折・鯉二本・高麗焼食籠ニ煮染小サカナイツケ、器トモニサシ上ル、即刻御披キ被成、我等相伴セヨト被仰付、風味能との御意也、宜敷キコシメシ上ラル	一	小早川隆景が名嶋城普請を開始したのは天正16年である。『福岡県史資料』は「宗湛日記」との関係を描く。	○
天正十六戊子歳	三月八日	隆景様我等所ニ御入被成、俄ニ御会仕ル、隆景様・蜂須賀阿波守様、御相伴宗室	△	「宗湛日記」同年三月七日朝条に「隆景様 蜂須賀阿波守殿 御兩人」とあり、本条はその翌日にあたる。よって状況によってはありえるカ	
天正十六戊子歳	同廿三日	箱崎御陣屋御広間ニおみて、輝元様ヨリ御振廻、御教寄屋人数輝元様・道山・宗湛・宗室・宗足・武士衆	○	「宗湛日記」同日条に同様の趣旨を示す条あり。『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を描く。但し、同日のことについては既に天正15年にも同様の記述を持っており、田中健夫はこれを「誤って重複して引用した」ものとしている（田中健夫（1957））。	○
天正十六戊子歳	同廿七日	名駕妙見崎ニテ隆景様ヨリ御茶、御人数隆景様・久留米侍従様・井上又右、次ニ九村了巴・壽才、又次ニ鶴新右、手市、桂宮・栗四兵、御相伴宗室	△（改竄カ）	「宗湛日記」同日条に「一名嶋ノ妙見嶋ヲイテ、隆景様御茶申候事 トマフキ（※吉茸）ニカコイ仕 壁ハ青柴ニシトミ、入ノ路地ニハ岩ノ上ヲ道ニ取ナシテ、茶屋ノ内ニハ石ヲ立、金ヲス、水指ニカ高麗ノスリ鉢、炭斗ニハサウケ、此外取合物也、殊外御キケンニテ満足仕也」 「隆景様 ケルメニ侍従殿 井上又右 御三人 同次ニ、九村 了巴 壽才 同二番座ニ、鶴新右 桂宮 手市 栗四兵、此数寄御意ニ入、其後近年マデ御雑談ニ被仰出候也」という記事がある。「嶋井氏年録」のこの記事は、両者の記事から、会の場所・順番・人物ばかりを抜粋し、一つにまとめたものと言える。『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を描く。	○
天正十六戊子歳	同十一月十日	隆景様御会、宗湛・宗室	○	「宗湛日記」戊子霜月十日朝条に「一隆景様 名嶋ニテ御会 宗湛 宗室 右 数寄 付落也」という記事がある。『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を描く。	○
天正十六戊子歳	同十一日	大同庵ニて古溪和尚御会、和尚挨拶有之候、此間茶童令到来候ニ付、今日口切いたし候、御両所御風聴入由、別て風聴之体也、他ヨリ客なし、宗湛・宗室	△（改竄・日付誤）	「宗湛日記」（十一月）十二日朝条に「古溪和尚 大同庵ニテ御会 宗湛 其外二人 上方ヨリ、茶童タウライ候テ、御口切也」という記事があり、ここでは宗室の名が追記され、日付が一日ずれている。あるいは「其外二人」には宗室が含まれているかもしれない。	
天正十七己丑年	三月廿三日	石田治部少輔様御伏ニテ、御同人様近日御下国、拙僧方御止宿被成度之旨被仰越、承知仕候趣返翰仕候	△（年代月日誤）	関連する島井文書あり（5月23日付・島井文書38号）但し、「嶋井氏年録」は同文書を3月のものとしており、また三成が筑前蔵入分代官として下向したのは慶長3年のことで、慶長3年6月朔日大坂を出発していることから、この文書は慶長3年5月のことと比定されなければならない（「阿保文書」田中健夫（1957）（1961））	○
天正十七己丑年		秀公山崎ヨリ御移、ならし者茶入拝見いたし候様ニと、利休老ヨリ書状来、秋月種實殿秀吉御前不向ニ依て、拙者所持之なら芝盗取、御前首尾整たる儀と被察候、罷登候上、秀吉様江者何と可申上哉、宗湛ニと相談候処、種實殿不埒之趣不可申上申候ニ付、不申上分ニ一決いたし置候	△（年代誤・潤色）	ならしについて記述される千宗易の島井文書あり（6月20日付島井文書53号）但し、同文書には別に茶器の初花のことが書かれており、これは天正11年に家康が秀吉に贈ったものである。この時点でならしは宗室の手であり、秀吉はおろか秋月種實の手にもわたっておらず、過剰な解釈と年代の誤認とされる（田中健夫（1957））	○
天正十七己丑年	四月十五日	治部少輔様当津御下着、直ニ拙方へ御越止宿有之候、御茶御振舞、御相伴宗湛招ク			
天正十七己丑年	四月廿八日	関白様江、宗對馬守義智様ヨリ極内重キ御頼入之儀依依之、拙方江御出御止宿、昼夜御頼筋御咄被成候、拙者即答ニハ、是ハ極重キ御事故、亦御詰合ハ不申候得共、愚僧力之及ハ申詰、めてたく吉左右可申上返答御受合仕置候、此儀申取於有之者、自今以後貴殿被申候儀、於国中違背申聞敷由、辱御口上也			

天正十七己丑年	五月四日	對州公御頼ニ付罷登ル、同月廿一日坂着、翌廿二日登城、至て大切之事故、此趣先家康様江極内之儀相談申上候処、是ハ重キ事ニ有之候、然レ共貴僧別て御趣意ニ付、ケ様へニ申上可然御指図を請候ニ付、とくと勘弁仕、夫方関白様江罷出、先御機嫌宜段奉寢候、其節台命ニハ、室ハ今登何故哉覽被成御意候、奉寢御機嫌也と申上ル、其節大儀と御意被成候、其節謹て對岳公御頼之始申上候処、御難語ニて、坊主商いニ致スカと御意ニて、殊外御笑被成候、其時態と御前下ル体ニ致候処、義智事ハと御意也、商出来と奉存候由申上候処、手情へと被成御意、首尾能御前退出仕候、此趣家康様江申上候処、可賀へ可為安心と御申被成、都合宜敷旨尾調議いたし候			
天正十七己丑年	七月廿四日	宗義智様江関白様御前御頼之次第逐一申上、御安堵被成候様ニ申上ル、此節能渡申上ル筈ニ候得共、御無難めてたき次第申上候へハ、極意ニ付其儀申上候処、厚キ御返翰到来也			
天正十七己丑年	八月二日	大同莽ニて古溪和尚御会、宗室	△(改変)	「宗湛日記」の同日条に記事があるが、宗湛の名はあるものの宗室の名が無い。改変された可能性が指摘(田中健夫(1957))。『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を指摘。	○
天正十七己丑年	同廿八日	石田治部少輔様方左之通申来ル(書状略)右取計方被仰下までも無之、其通りニ仕居候処、此節態と右一見被仰知、承知之趣返翰いたす	△(年代誤)	引用された島井文書あり(8月28日付・島井文書39号)但し、三成書状の内容から言って、代官時代の慶長3年のものでなければならぬ(田中健夫(1957))	○
天正十七己丑年	九月五日	朝隆景様ヨリ御振舞、多人数、宗室	△(改変)	「宗湛日記」の同日条に記事があるが、宗湛の名はあれど宗室の名が無い。改変された可能性が指摘(田中健夫(1957))	○
天正十七己丑年	十月八日	義智様ヨリ御所九急ぎ相合候様ニ書翰来ル	○	文中に見える書状の島井文書あり(「(異筆)天正十七」10月8日付・島井文書50号)。『福岡県史資料』にも言及あり。	○
天正十七己丑年	十月十四日	寫拾右衛門尉鎖速様方由來候二者、御領中間所之事、至被成御免許、無異儀勘過仕候様との事也	○	同様の趣旨の島井文書あり(10月14日付・島井文書21号)。『福岡県史資料』にも言及あり。	○
天正十七己丑年	十二月朔日	関白様江朝鮮扇式本・照布三端献上ス、家康様江扇式本・遠目鑑一ツ指上ル	△	秀吉から照布三端の返礼と関係カ(12月26日付・嶋井文書2号)。なお、田中健夫は、おそらく島井文書をもとにしたであろうと思われる宗室日記の三か条として、この条を挙げている(田中健夫(1957))。	○
天正十八庚寅年	正月廿五日	石治少様ヨリ博多中江被申越候ハ(書状略)	△(年代誤)	引用された島井文書あり(正月25日付・島井文書35号)。『福岡県史資料』にも言及あり。但し、これは宗室の朝鮮渡海中にあたり、文禄年中とみられている(田中健夫(1957))	○
天正十八庚寅年	正月廿九日	石田治部少輔様ヨリ左之通申来ル(書状略)	△(年代誤カ)	引用された島井文書あり(正月29日付・島井文書36号)『福岡県史資料』にも言及あり。但し、文書中の米価高騰の記事から文禄元年のこととされる(田中健夫(1957))	○
天正十八庚寅年	三月七日	隆景様江御振廻、秀包様・黒田官兵衛様・宗湛・宗室	△(年代誤・改変カ)	「宗湛日記」には同日の記事なし。ただし天正十九年三月七日晩の条に「一隆景様御振舞 黒田官兵衛殿 秀包 宗湛」とあり、「嶋井氏年録」では年代の誤りと、宗室の名が加筆されていることがわかる。	
天正十八庚寅年	五月卅日	宗對馬守様方神文一札来ル、右者去年對州公御身分極大切ニ有之、依て我等江御懇ニ付、乍重儀能相働キ、何とそ成就致し候様ニ出情可仕御請合申、家康様江内々御申し上候処、御指図を蒙、夫方関白様御前ニ罷出、品能御前へ申上候処、無事故相濟、御礼申上、帰国仕候て其段義智様江相連候処、我等子孫永へ此節之厚恩亡脚いたす間敷との御約束、自然拙子孫ニ至、渡世難決之時節も有之節者、如何様之儀ニても御申出ハ、無沙汰被成間敷被仰聞、依之御申文ヲ以一札被遣候事	○(酒色の疑いあり)	この時の神文は島井文書にあり(天正18年5月30日付・島井文書51号)。『福岡県史資料』にも言及あり。	○
天正十八庚寅年	十月十一日	輝元様江御振廻、金書院ニて隆景様・安國寺様・毛利老岐守様・黒田官兵衛様・宗湛・宗室	△(改変)	「宗湛日記」の同日条に記事があるが、宗湛の名はあれど宗室の名が無い。改変された可能性が指摘(田中健夫(1957))。『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を指摘。	○
天正十九辛卯年	正月二日昼	隆景様江御振廻、宗室	△(改変)	「宗湛日記」の同日条に記事があるが、宗湛の名はあれど宗室の名が無い。改変された可能性が指摘(田中健夫(1957))『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を指摘。	○
天正十九辛卯年	同六日	増田右衛門様へ御振舞、石田治部少輔様・大谷形部少輔様・宗室			

天正十九辛卯年	二月十一日	番備前宰相様へ御振廻、御相伴宗室	△(改変)	「宗湛日記」の同日条に記事があるが、宗湛の名はあれど宗室の名が無い。改変された可能性が指摘(田中健夫(1957))。『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を描く。	○
天正十九辛卯年	六月	大坂御城江罷登候様、被仰付候、諸々御聞所ハ、兼て指支なき段被仰付置候、依之大坂へ罷登、御機嫌寢候処、御意ニ、早く登たり、坊主ととの御意也、此節呼寄候儀、其方へ尋度子細有之候、其方事ハ速々高麗渡海いたし、朝鮮之地理能知リツラン、語聞セヨト、亦いにしへ神功皇后の先蹤を追、其時之故事考用ス、朝鮮之地理巨細に語候様被仰出候、乍恐謹て奉申上、扱朝鮮ト申候ハト申上候処、家康様被仰候ハ、筑州ノ坊主待候へとて、御師之御硯御取寄、静ニ申上候得とて御書付可被成と也、奉畏、それら朝鮮王城を京畿道と申候、日本へ渡シ口を慶尚道申ス、夫方全羅道・忠清道・黄海道・平安道・感鏡道・江京道とて八道也、朝鮮国ヨリ北ハ六良哈ニ隣、西南ハ中国とつゝき、遼東の東ニ有リ、鴻緑江を境す、東西二千里、南北四千里、三面ハ海、東南ハ日本と遙ニ対シ、一海ヲ隔ツ、釜山浦と申所、日本へ渡口也、肥前名護屋方迄岐カサモトへ拾六里、夫方豊崎浦・鰐浦へ式三里、同所より釜山浦迄四十八里とハ申候へ共、此間之道程ハ短ク覺申候、名護屋方釜山浦迄日本行程百式拾三里ニハ短可有御座奉申候、右筆執ハ家康也、関白様・家康様被仰候ハ、驚入たる言舌祥なり、坊主へ馳走致せとの御意也			
天正二十壬辰年	三月十五日	松平家康様御振廻、御相伴三人之内宗湛・宗室・家康様被仰候ハ、去夏宗室朝鮮之地理物語天晴祥(詳)也、其節ハ退屈タランとの御等也、難有申上ル、明日ハ其方へ可参由被仰、難有御礼申候	△(脚色カ)	「宗湛日記」の同日条に宗湛の振舞で家康と御相伴3人とされる記事があるが、こちらでは大幅に加筆がある。改変された可能性が指摘される(田中健夫(1957))。『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を描く。	○
天正二十壬辰年	三月十六日	家康様・越後宰相様・直江山城様御入被成、御馳走申上、難有申候	△	「宗湛日記」(天正二十年三月)廿二日書条には「宗湛振舞 一越後宰相殿 尚江山城 兩人」という記事があり、この頃、上杉景勝・直江兼続が筑前にいた可能性は高い。	
天正二十壬辰年	同十八日	隆景様にて御振廻、大名衆四人、春一・モク庵・宗湛・宗室、食過テ追々罷立	×	「宗湛日記」に同日の記事なし。	
天正二十壬辰年	五月	関白様肥前国名護屋ニ御出馬、廿五日ニ宗室依御召罷出ル、関白様・家康様御同間、少シ脇ニ大田上野様信長公御舍弟伊勢之御城主・秋月宗圓老、堀監物様越後谷所持被執政・大田原備前様関東衆・越後宰相様・直江山城様也、家康様被仰候ハ、宗室御次ニて御酒頂戴致せとの御事故、御礼申上ル	一	『福岡県史資料』は「宗湛日記」との関係を描く。「宗湛日記」には「天正廿年壬申五月ヨリ、肥前國上松浦名護屋ニテ」という文言があり、冒頭が簡略している。なお、秀吉の名護屋到着4月25日のことであり、5月から書き出す蓋然性は必定的なものではない。	○
天正二十壬辰年	同廿九日	博多年寄中ヨリ御進物上ケ申候、山中山城様御取次ニて、御披露済ム、今日ハ高麗の古左右到来、時ニ応ての進物、上様不斜御機嫌能候段、山城様被仰候ハ、博多之者共江金之坐敷ニて茶ヲ吞セヨ、宗室召連しとの御意、依て、柴田宗仁・的野宗列・日高宗曆也、御台所之次ノ座敷にて御食被下候事、宗室ハ控ヨトノ御意也、上様被仰候ハ、坊主高麗之図絵ハ不持哉との御事也、唯今懷中仕候と取出奉入尊覧、家康様図絵御覽被成候て被仰候ハ、王城までハ釜山浦方六百里と申候、京方鴻(鴨)緑江までハなに程有哉と被仰候、六百里余と申候、休息致せとの御意也	△(加筆カ)	「宗湛日記」天正20年5月29日条をもとに加筆カ(田中健夫(1957))『福岡県史資料』も「宗湛日記」との関係を描く。	○

文禄二 癸巳年	正月廿八日	肥前国名護屋にて、家康様御吸物・御酒・御茶漬被仰付、宗室江菓子と被仰出、結誼 ^(義) 之御菓子故、土産ニ持帰ル			
文禄二 癸巳年	五月八日	家康様・石田治少様・増田右衛様・大谷刑少様・羽柴長門様御對話之席ニ宗室罷出ル、其節家康様方、坊主幸之会ニ能ク参りたりと被仰候、此御席ハ尋常之御咄会と見へたり、室打混て断せとの御意也、依之源平盛衰記講釈申上候処、扱も能覚たりと賛美被成候			
文禄三 甲午年		伏見御城立候間、為御祝儀四月二日ニ堺諸白老斗入式樽・御肴一折進物指出候処、遙々罷登、非其耳、兩種給過分也、家康様御手つから御軍配・扇拝領被仰付、宗室江酒給わせ候へと御意にて、此杯吞取ていたすへしと被仰出候間、難有御請申上、御羹吞取ニ仕候、山口玄番様・メイ朝 ^(朝) ・宗湛・宗室御振廻也	—	「宗湛日記」慶長元年丙申四月二日条に「一山口玄番 藏元ニテ、御振舞 メイ都 宗湛 宗室三人」との記述があり、「宗湛日記」には、このほか同4名が現れる記事はない。「嶋井氏年録」が「宗湛日記」を前提に書かれているとすれば、日付を誤って引用していることになる。	
文禄三 甲午年	八月三日	山口玄番様御藏本にて御振舞、今日者御書院御被ヤ、石治少様・勘右様・薪三郎兵様・一梅様・宗湛・宗室	×	「宗湛日記」には石田三成や山口玄番、一梅なる人物の名も現れるが、この面々が一同に会する記事はなく、同日条も存在しない。	
慶長元 丙申年	二月廿四日	伏見御城松丸にてむかしハコワタウケトテ二本松有り、廿三日之晩ヨリ山口玄番様所ニよひ置て、馳走出ル也、明日御前にて筑前ノ国ノ事御尋被成候ハ、なにハケ様、堤ハケ様と申上給候へ、玄番頼人との事也、サテ時刻ヨリ御城ノ長屋マテ参上候て、夜明方這入候也、其時玄番様方、モウセン・チャウチン、小性衆三人添馳走也、長屋にて衣掌替候他、右御振廻之案内、石治少様ヨリ宗室へ書通来ル	△(加筆カ)	「宗湛日記」慶長二年二月二十四日条を元に加筆カ(田中健夫(1957))	○
慶長三 戊戌年	三月廿一日	(書状略) 宗坊ヨリ書翰也			
慶長三 戊戌年	十一月廿三日	安藝宰相様・石田治部少輔様・雜賀内膳様、其節宰相様仰ニハ、宗室先祖代々当津住居之由、扱又先祖ハ公家之由承候、其方迄難題ニ成ル哉と被仰候、其時尊命ニハ御坐候得共、先祖ヲ取出物語仕候てハ、恥辱をアタエ申ニ似寄候間、御赦免被下様ニ申上候処、其時宰相様被仰候ハ、是ハ尤也、能忽誤たり、誠ニ宗室ハ何万騎之大将之気分相見へ候、夫故ニ家康方軍配扇遣たる事之由被仰、一笑相催候			
慶長七 壬寅年		長政公御城御造営御取掛被成候ニ付、宗湛・宗室方寸志銀指出候処、御傍エ被召、厚キ御挨拶被成候			
慶長七 壬寅年		崇福寺開山堂、宗湛建立仕候処、為御褒美長政公方大豆百俵拝領被仰付、難有御礼申上、右大豆ハ瑞雲庵へ寺納仕候事			
慶長七 壬寅年		長政公ヨリ、表粕屋郡於箱崎村知行三百石拝領被仰付候間、難有御礼申上候、然処、備考候処、只今之身分にて御奉公も不仕、年圓知行頂戴仕居候義、御厄介ニ罷成候条、坪地指上度願出候処、不苦由被仰出候へ共、強御斯申上候て、右知行之内五拾石、瑞雲芥江御寄附之儀御願申上候処、慶長十一年午正月御城江被召、小河内藏丞様被仰渡、願出候通五拾石御判物拝領被仰付、此節之願神沙ニ被思召候段被仰渡候、猶又子孫ニ至難義之節ハ、御見捨被成間敷旨御意被成候由、彼是難有御請申上候事			

元和元 乙卯年	八月四日	瑞翁宗室死去いたし候ニ付、右為供養抄室方 観音堂一字・観音之尊体、大乗寺江建立す	×	宗室が没するのは8月24日である。	
寛永二 乙丑年		徳左衛門拍子仕候間、忤權平幼年ニ付、一族 共方跡目徳左衛門甥神屋惣左衛門二男善兵衛 ヲ用紙ニ立度段、及争論候得共、徳左衛門後 家申募、実子權平ヲ相統ニ相統ニ立度趣奉て 御願申上候処、願之通り權平江跡式被仰付 候、右為御礼金子貳拾枚并小早川隆景様方宗 室へ被下候昔真壺指上申候、然処、權平成長 之後御指返可被成御証文、井上主馬之允様・ 黒田美作守様方御返書来ル	○	文中にみえる御返書の島井文書あり（卯月9日付・ 島井文書75号）	
寛永十 癸酉年		去申年權平部屋大坂へ切組申遣置候処、同人 病氣にて終ニ当五月十七日病死致候、然処右 切組十月ニ下り候間、虚白軒客殿ニ建立す	○	「島井文書」105号の島井家系図に拠れば、權平の 没年は寛永10年5月17日である。	
寛永十 癸酉年		慶長ヨリ元和ニ至候ても、長政様御前之儀、 美作守様・周防様・内蔵丞様全林之御取合 にて、宗堪・宗室共ニ御城又ハ島飼御茶屋ニ も不絶罷出候	△	宗室没後であるから、宗室の登城などについて言 及があるのは不可解である。	
寛永十 癸酉年		如水様奉初、宗堪・宗室宅江被為成候節も、 美作様・周防様・内蔵丞様・修理様 御出被 成候、右四人之御方様江ハ、折々罷出、右御 方方被仰付候儀ハ、子孫ニ至忘却不仕、御用 承候様ニ申置候	△	当時の福岡藩主は黒田如水であるが、「宗湛・宗 室江」の文言は不自然である。	
寛永十 五戊寅 年		嶋原御陣中之節、睡鴨様方宗堪・宗室へ、荒 津山燈籠堂御築出御用被仰付越候	△	島原の乱があつた年には合致するが、「宗湛・宗 室へ」という文言は不可解である。	

表二

	嶋井文書	嶋井氏 年録関連	史料名	嶋井氏年録による年代	月日	備考
	1号	×	豊臣秀吉書状			
太閤様御朱印3通（包紙に抛る）	2号	○	豊臣秀吉朱印状	天正十七己丑年	十二月朔日	太閤様御朱印3通（包紙に抛る）
	3号	×	豊臣秀吉朱印状			
	4号	×	豊臣秀吉朱印状			
以下11通、1巻（宗麟様8通、宗元・宗仍1通、義統様1通、豊詮様1通）	5号	○	大友宗麟書状	永禄八乙丑歳	二月二日	以下11通、1巻（宗麟様8通、宗元・宗仍1通、義統様1通、豊詮様1通）
	6号	○	大友宗麟朱印状	永禄八乙丑歳	七月廿三日	
	7号	○	大友宗麟書状	永禄八乙丑歳	九月（十九）九日	
	8号	○	大友宗麟書状	元亀元庚午年	十一月廿八日	
	9号	○	大友宗麟書状	天正二甲戌歳	十一月十日（壬十一月十七日）	
	10号	△	大友宗麟書状	天正三乙亥年	十二月廿四日	ただし内容は異なる
	11号	○	大友宗麟朱印状	天正三乙亥年	十二月廿七日	
	12号	○	大友宗麟朱印状	天正六戊寅年	十二月廿八日	
	13号	○	池邊宗元・吉弘宗仍連署副状	天正六戊寅年	十二月廿八日	
	14号	○	大友義統書状	天正七己卯年	正月十四日	
	15号	△	小善豊詮書状	天正七己卯年	三月十五日	
以下7通1巻、義興様1通、浅野弾正様1通、草野鎮永様1通、寺澤志摩守様1通、宮法印様1通、嶋鎮述様1通、松浦源三郎様1通）	16号	×	千葉介殿宛大内義興書状			以下7通1巻、義興様1通、浅野弾正様1通、草野鎮永様1通、寺澤志摩守様1通、宮法印様1通、嶋鎮述様1通、松浦源三郎様1通）
	17号	×	はかた源口衛宛浅野長吉書状			
	18号	○	草野鎮永書状	天正二甲戌歳	九月十一日	
	19号	○	寺澤廣高書状	天正六戊寅年	十一月廿三日	
	20号	×	しばや宗悦ら宛松井友閑書状			
	21号	○	諸関奉行中宛嶋鎮述過書			
	22号	×	島井徳左衛門加冠状			
以下3通1巻、鎮信老1通、宗仍老1通、長谷川右兵衛尉殿1通	23号	×	吉弘鎮信書状			以下3通1巻、鎮信老1通、宗仍老1通、長谷川右兵衛尉殿1通
	24号	×	吉弘鎮信書状			

	25号	×	あしや守閑宛て 長谷川右兵衛尉 書状			
	26号	×	柳川権助宛石田 三成書状			
	27号	×	黒田忠之宛小笠 原忠真書状			
	28号	×	黒田忠之宛小笠 原忠真書状			
	29号	×	黒田忠之宛小笠 原忠根書状			
	30号	×	豊崎市ら宛黒田 一貫書状			
	31号	×	黒田継高宛細川 重賢書状			
	32号	×	黒田光之宛酒井 忠明書状			
以下9通、1巻	33号	×	毛利輝元書状	(天正18年) 卯月9日	小田原攻め	以下9通、1巻
	34号	×	瓢箪齋宗前書状			
	35号	○	博多町中宛石田 三成書状	天正十八庚寅年	正月廿五日	
	36号	○	石田三成書状	天正十八庚寅年	正月廿九日	
	37号	○	石田三成書状	天正十七己丑年	三月廿三日	
	38号	×	石田三成書状		(慶長3年) 5月 23日	
	39号	○	石田三成書状	天正十七己丑年	同廿八日	
	40号	×	石田三成判物		9月5日	
	41号	×	石田三成判物	(慶長3年)	(極月7日)	
	42号	×	神屋宗湛宛小早 川隆景書状			
	43号	○	宗室宗湛宛小早 川隆景書状	天正四丙子年	八月十四日	文禄4年の誤り
	44号	○	宗室宗湛宛小早 川隆景書状	天正四丙子年	三月廿二日	天正20年の誤り
	45号	×	清安宛妙天寺玄 又消息			
	46号	×	宛所不明鶴飼元 辰消息			
	47号	×	長二宛七左衛門 書状			
以下3通1巻、宗對馬守 様御書1通、古田織部 様書翰2通	48号	×	古田重然書状			以下3通1巻、宗 對馬守様御書1 通、古田織部様 書翰2通
	49号	×	古田重然書状			
	50号	○	宗義智判物	天正十七己丑年	十月八日	
	51号	○	宗義智起請文	天正十八庚寅年	五月卅日	
	52号	○	筑紫廣門起請文	永禄十一戊辰年		年録には日付な し
	53号	×	千宗易書状			
	54号	×	千宗易・宗傳連 署書状			
	55号	×	黒田孝高宛千宗 易(利休)書状			

	56号	×	黒田長政判物			
	57号	×	黒田忠之宛黒田 長政書状			
	58号	×	有馬豊氏宛黒田 長間書状			
	59号	×	(毛利高政宛) 豊臣秀吉禁制			
	60号	×	毛利高政ら宛豊 臣秀吉朱印状			
	61号	×	(宛所無) 豊臣 秀吉朱印状			
	62号	×	豊臣秀吉陣立写			
	63号	×	安国寺恵瓊宛徳 川家康書状			
	64号	×	(宛所無?) 青 蓮院誘導尊嶺親 王消息			
以下2通、1巻	65号	×	勸修寺弁殿宛飛 鳥井雅章書状			以下2通、1巻
	66号	×	黒田高政宛加藤 明成書状			
以下5通、1巻	67号	×	千葉十郎宛飛鳥 井雅唐消息			以下5通、1巻
	68号	×	覺勝院宛日野資 勝書状			
	69号	×	有馬式部大輔宛 廣橋兼賢書状			
	70号	×	右中辨宛勸修寺 經廣書状			
	71号	×	柳生宗矩宛某消 息			
	72号	×	道壽宛伊達政宗 書状			
	73号	×	小笠原忠真宛徳 川光圀書状			小笠原忠真は信 濃国松本藩の第 二藩主、播磨国 明石藩主、豊前 国小倉藩の初代 藩主
	74号	×	黒田忠之宛小堀 政一書状			
	75号	○	高木市三郎・高 木五郎右衛門・ 徳永宗判宛黒田 一成・井上正友 連署書状	寛永二乙丑年		徳左衛門跡目に ついて
以下25通、1巻	76号	×	黒田忠之宛秋田 俊季書状			以下25通、1巻
	77号	×	黒田一成宛黒田 長興書状			
	78号	×	黒田利良ら宛安 威信吉書状			
	79号	×	板倉重昌書状			

	80号	×	黒田監物宛有馬 忠郷書状			
	81号	×	黒田利良宛毛利 元通・小林重 一・加藤成忠連 署書状			
	82号	×	黒田利良宛伊藤 祐慶書状			
	83号	×	黒田利良宛大文 字屋宗味・同宗 悦連署書状			
	84号	×	實相隠士・松月 庵詠草			
	85号	×	黒田利良宛阿倍 正之書状			
	86号	×	野村孫兵宛明石 行亮書状			
	87号	×	休也宛本阿彌光 瑳書状			
	88号	×	黒田監物宛有馬 豊氏書状			
	89号	×	黒田監物宛嶋田 利正			
	90号	×	有馬豊氏宛水野 守信書状			
	91号	×	黒田監物宛黒田 高政書状			
	92号	×	黒田監物宛黒田 高政書状			
	93号	×	久野一通宛黒田 三左衛門書状			
	94号	×	黒田内膳正（利 良）宛黒田孝政 （長興）書状			
	95号	×	三井正易宛黒田 一貫書状			
	96号	×	久野善右衛門宛 立花増能・黒田 源左衛門連署状			
	97号	×	某詠草			
	98号	×	三井生易宛稻津 茅庵書状			
	99号	×	某詠草			
	100号	×	本阿彌光瑳			
以降は遺訓、由緒書、 目録など	101号 ~175号					